

# 衆参中断225回、混迷示す

## 数字でみる安保審議

戦後日本の安全保障政策を転換する安全保障関連法を審議した国会は、過去の重要法案を扱った国会と比べてどうだったのか。「数字」で見ると、有数の審議がだつたことがうかがえる。

審議時間は、衆院では1960年以降6番目、参院では史上3番目。安倍晋三首相の祖父、岸信介首相が手がけた日米安保条約の改定や、沖縄返還、国連平和維持活動(PKO)協力法などに歴史的な法と並んだ。

当初、政府・与党は衆参でそれを80時間程度の審議時間を見込んでいた。だが、衆院で111回、参院で114回審議が中断するなど混乱。事実上、11本の法案をまとめて審議することになり、論点が拡散したり、閣僚の答弁が二転三転したりした。

こうした数字の受け止め

持活動(PKO)協力法といつて歴史的な法と並んだ。

当初、政府・与党は衆参でそれを80時間程度の審議時間を見込んでいた。だが、衆院で111回、参院で114回審議が中断するなど混乱。事実上、11本の法案をまとめて審議することになり、論点が拡散したり、閣僚の答弁が二転三転したりした。

こうした数字の受け止め

は与野党で違つ。

自民党的石井準一氏は

日の参院本会議で「衆院で116時間、参院でも100時間を超える審議だ」と述べ、十分な審議だったとの認識を示した。

一方、民衆の福山哲郎氏は、「衆院で100時間以上審議だともかかわらず、(世論調査では)法案に反対が60%以上だ。首相は国民の理解を得ることに失敗したと言わざるを得ない」と主張した。

(小野甲太郎)

日の参院特別委員会で「衆院で116時間、参院でも100時間を超える審議だ」と述べ、十分な審議だったとの認識を示した。一方、民衆の福山哲郎氏は、「衆院で100時間以上審議だともかかわらず、(世論調査では)法案に反対が60%以上だ。首相は国民の理解を得ることに失敗したと言わざるを得ない」と主張した。

## 数字でみる 安全保障関連法

### 衆院特別委での法案の審議時間ランキング

衆院事務局調べ、カッコ内は特別委の設置年、記録の残る1960年以降		
	開会回数	審議中断回数
1位 日米安保条約(1960年)	136回	13分
2位 消費増税などB法案(2012年)	129回	8分
3位 沖縄返還関連法案(71年)	127回	14分
4位 政治改革関連法案(93年)	122回	38分
5位 郵政民営化法案(05年)	120回	32分
6位 安全保障関連法案(15年)	116	時間30分

開会回数

22回

(審査期間50日)

審議中断回数

111回

### 参院特別委での法案の審議時間ランキング

参院事務局調べ、カッコ内は特別委の設置年		
	開会回数	審議中断回数
1位 壞壊活動防止法案(52年)	105回	53分
2位 国連平和維持活動(PKO)協力法案(92年)	105回	35分
3位 安全保障関連法案(15年)	100	時間8分

開会回数

22回

(審査期間53日)

審議中断回数

114回



## 採決前討論

19日@参院本会議(登壇順)

### 民主・福山哲郎氏



#### 【反対】

与党の暴力的な強行採決は断じて認められない。三権分立の我が国で、立法府で審議中の法案にOBとはいえ最高裁長官が「違憲」と言うのは極めて異常な事態だ。安倍首相は、この国の法治国家としての基盤を崩してしまうことをなぜ理解しないのか。法律のできる悪さや矛盾を、なぜ修正したりすることを考えないのか。立憲主義と平和主義と民主主義を取り戻す闘いはここからスタートする。



### 自民・石井準一氏

#### 【賛成】

法案の目的は二つだ。我が国の抑止力を強化すること、国際協調によって世界の平和と安定に貢献することだ。国会での立法が合憲か違憲かを確定する唯一の機関は最高裁判所だ。今回の法案は完全に砂川事件(最高裁)判決が示す自衛のための措置の範囲内だ。憲法学者の過半数は自衛隊の存在自体を違憲だと言っている。最後は政治の責任で我が国の安全保障のあり方を決めなければならない。



### 維新・小野次郎氏

#### 【反対】

政府案は根本的に、不備と欠陥と矛盾だらけだ。「切れ目のない安全保障」は重要でも、憲法無視の「歯止めがかからない安全保障」や対米追従で「とめどない安全保障」は許されない。今回の法制が成立し施行されれば、直ちに「違憲」を訴える多くの訴訟が提起される。法的安定性を欠いた状態に、すべての国民と自衛隊をさらすことになる責任の重大性を政府は深刻に受け止めるべきだ。



### 公明・谷合正明氏

#### 【賛成】

平和安全法制は戦争を起こさせない、戦争防止法案だ。今回の法案には公明の主張で(武力行使の)新3要件が過不足なく書き込まれている。あくまで自国防衛のために他に適当な手段がない場合に限って必要最小限度の実力行使をするもので、他国防衛の集団的自衛権の行使は認めていない。憲法9条のもとで許される専守防衛の原理の中に入っている、違憲立法との批判は全く当たらない。



### 共産・小池晃氏

#### 【反対】

憲法9条の下で他国の戦争に加担する集団的自衛権の行使が認められる余地は寸分もない。存立危機事態の要件は極めてあいまいで、武力行使の判断を時の政府に白紙委任することになる。判断に至った情報は特定秘密保護法によって隠蔽(いんぺい)される。米軍などへの軍事支援は武力行使との一体化そのものだ。今回の戦争法案は米国の戦争に自衛隊が参戦するためのものに他ならない。

9/20  
朝日